令和5年度町民税・府民税申告の手引

町民税・府民税の申告受付は、2月16日(木)から3月15日(水)まで 受付場所 町役場1階(101会議室) 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く)

※混雑緩和のため、なるべく郵送で申告してください。

(お控えの必要な方は、ご住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼付し同封願います。)

町民税・府民税は、令和5年1月1日現在、河南町に住所を有する方が課税の対象となり、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに生じた所得を申告していただくことになります。次の「町民税・府民税の申告の必要な方」に該当する場合は、下記の事項及び「申告書の書き方」を参考に、必ず申告してください。

【 町民税・府民税の申告の必要な方 】

所得税の確定申告をされない方で、前年中に次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

- 1. 営業、農業、不動産(地代・家賃)、内職、その他の事業による収入(所得)があった方
- 2. 配当、生命保険等の契約による年金・一時金等の収入(所得)があった方
- 3. 国や地方公共団体等から補助金、給付金を受けた方(非課税対象を除く)
- 4. 勤務先から河南町に給与支払報告書が提出されていない方(パート・アルバイト含む) ※勤務先に給与支払報告書を提出したかどうか確認してください。
- 5. 給与、公的年金等の収入以外に、他の所得があった方 ※給与または公的年金以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、町民税・府民 税の申告は必要です。
- 6. 前年中に会社等を退職された方
- 7. 生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除など各種控除を受けたい方

☆ 所得税の確定申告のお知らせ

令和5年1月1日現在河南町にお住まいの方の確定申告を行う税務署は、富田林税務署(0721-24-3281)となります。

税務署に確定申告書を提出すると、その資料によって町民税・府民税を課税しますので、<u>河南町役場への申告は必要ありま</u>せん。

給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整していない給与やその他所得が合わせて20万円を超える方は、確定申告が必要です。また、勤務先で年末調整を受けていない方など、確定申告することで所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、富田林税務署にお問い合わせください。

前年中に所得がなかった場合には申告の必要はありませんが、所得証明書等の発行資料や、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の各種軽減措置を受けるために、申告が必要な場合があります。

- ※ 給与・公的年金の収入がある方は、源泉徴収票を申告の際に提示してください。
- ※ 申告書の提出のない方や申告書に記載された金額が過少であると認められる方及び申告すべき事項について正当 な理由がなく申告しなかった方については、実態調査のうえ推定課税を課すことがあります。(地方税法第315条)
- ☆ この申告書の書き方は、令和4年10月末現在で作成しています。 <u>地方税法等の改正があった場合には、改正後の税法により</u>計算します。
- ☆ 紙面の都合で説明を一部簡略化しておりますので、詳しい内容につきましては、役場税務課町民税係までお問い合わせい ただきますようお願いします。

お問い合わせ

河南町 住民部 税務課 町民税係

電 話 0721-93-2500番代 内 線 143

☆町民税・府民税のかからない方

【均等割も所得割もかからない方】

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中で合計所得金額が135万円以下(給与収入にすると2,044,000円未満)
- ・前年中の合計所得金額が [28万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円] 以下の方 (同一生計配偶者または扶養親族のある場合には+17万円)

【所得割のかからない方】

・前年中の合計所得金額が [35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円] 以下の方 (同一生計配偶者または扶養親族のある場合には+32万円)

☆町民税・府民税の計算方法



☆所得金額 ………収入金額から必要経費や給与所得控除などを差し引いた金額です。

☆所得控除 ………人的控除(扶養等)、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など控除額の合計額です。

☆総合課税所得割税率 ……町民税 6% 府民税 4%

☆**均等割税額** ···········町民税 3,500円 府民税 1,800円

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が制定されたことに伴い、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人町民税の均等割額が3,000円から3,500円に、個人府民税の均等割額が1,000円から1,500円に引き上げられます。また、大阪府では、令和2年度から令和5年度まで4年間延長し、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源(森林環境税)を確保するため、府民税均等割額に300円加算しています。

☆調整控除 …………町民税・府民税と所得税との人的控除の差による調整控除です。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外。

☆配当控除 ………配当所得金額に税率を乗じた金額を、所得割の税額から差し引きます。

課税所得金額1,000万円以下部分 : 町民税1.6% 府民税1.2% 課税所得金額1,000万円超之部分 : 町民税0.8% 府民税0.6%

※証券投資信託、一般外貨建等証券投資信託の収益分配に係る配当については、税率が異なります。

☆**住宅借入金等特別税額控除**…所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額を、翌

年度の住民税から控除することができます。控除限度額は、原則として、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)。特例措置として、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の7%(最高9.75万円)。特別措置として、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の7%(最高9.75万円)。

高13.65万円)となる場合もあります。

☆寄附金税額控除 ………昨年中に支払った寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の限度まで控除されます。

上場株式等

☆**分離課税税率** ···············長 期 一般の譲渡 町民税 3% 府民税 2%

居住用財産の譲渡 6,000万円超え : 町民税 3% 府民税 2% 6,000万円以下 : 町民税 2.4% 府民税 1.6% 優良住宅地の造成 2,000万円超え : 町民税 3% 府民税 2%

町民税 3%

府民税 2%

等のための譲渡 2,000万円以下 : 町民税 2.4% 府民税 1.6% 短 期 一般の譲渡 町民税 5.4% 府民税 3.6%

 国・地方公共団体への譲渡
 町民税 3%
 府民税 2%

 株式譲渡
 一般株式等
 町民税 3%
 府民税 2%

 配 当
 町民税 3%
 府民税 2%

 先物取引
 町民税 3%
 府民税 2%

 成 所民税 2%
 市民税 3%
 方民税 2%

※分離課税についての特別控除や繰越損失等の詳しい内容、事業所得等を有する白色申告の方に 対する現行の記帳・帳簿の保存制度の対象者の拡大についての詳しい内容については、富田林税 務署(0721-24-3281)までお問い合わせください。

所得金額 下表の説明を参照のうえ、各所得金額を記入してください。種目の欄には所得の生じた種目を、給与所得者の場合は、 支払者の名称等を記入してください。

	所得の種類	説明	必要経費等(収入を得るために要する経費)
事業	営業等所得	販売業、製造業、料理・飲食業、サービス業(旅館、クリーニング、理 髪、美容、浴場、遊戯場)などや、外交員、医師、弁護士、作家、俳優、 プロスポーツ選手、内職、大工、左官などの職業から生ずる所得など、 農業所得以外の事業により生ずる所得。	商品原価、租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、雇人費、地代家賃、消耗品費、福利厚生費、損害保険料、管理費、修繕費、減価償却費、農業の場合の
	農業所得	農作物の生産、果樹栽培、家畜飼育、酪農などの事業から生ずる所得。	種苗・肥料代、農薬費など。
不	動 産 所 得	貸家、貸アパート・マンション、貸店舗、貸地などから生ずる所得。	
利	子 所 得	公社債、預貯金の利子などの所得。 (源泉分離課税および普通預金の利子の申告は必要ありません。)	なし
配	当 所 得	株式・出資金などの収益の分配により生ずる所得。 上場株式等の配当所得(源泉徴収済分)は、申告の必要はありません。 ※上場株式(大口保有上場株式(発行済株式総数の5%以上))を除く。	株式の購入、出資のために借り入れた負 債の利子。
給	与 所 得	給料、俸給、賃金、賞与などの所得。	給与所得控除等 給与所得金額の速算表参照
雑	所 得	年金、恩給、互助年金、郵便・生命保険年金、本業でない人が受ける原稿料・印税などの他の所得に当てはまらない所得。	年金等については雑所得の速算表参照
総	合譲渡所得	機械、車両、ゴルフ会員権などの資産の譲渡などによる所得。	取得費、譲渡に要した費用など。
	時 所 得	賞金、懸賞金、競輪・競馬の払戻金、生命保険の一時金などの所得。	保険一時金については支払元本など。
分	離譲渡所得	田、畑、宅地、住宅、店舗、工場、借地権などの譲渡による所得。	取得費、譲渡に要した費用、登記費用、仲介
Щ	林 所 得	山林の伐採や譲渡による所得。	手数料、植林費、伐採費、管理費など。

注)分離譲渡所得・山林所得については、個人住民税(町民税・府民税)申告書での申告はできません。詳しくは富田林税務署までおたずねください。

所得控除(所得から差し引かれる金額) 下表の説明を参照のうえ、該当する支払等があれば記入してください。

控除の種類	説明		控 除 額
社会保険料控 除	本人及び生計を一にする親族が負担することになっている健康保険なたが支払ったり、給与から差し引かれたりした保険料がある場合 ※国民年金保険料等については、控除証明書等の添付または、提示	i o	支払った保険料全額
小規模企業共 済等掛金控除	昨年中に支払った、小規模企業共済法第2条の3に規定する第一種 心身障害者扶養共済掛金がある場合。(支払証明書添付または提示)		支払った掛金全額
生命保険料控除	受取人が本人及び生計を一にする親族となっている生命保険契約にた生命保険料・掛金より、配当金等を差し引いた残りの金額がある※・新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)に基料、介護医療保険料、新個人年金保険料それぞれの摘要限度・旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基料、旧個人年金保険料それぞれの摘要限度額は、従来どおり・新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合の摘要限度・生命保険料控除の合計摘要限度額は、従来どおり7万円。※支払った保険料が、旧生命保険料控除については9,000円を超え外の保険料については金額にかかわりなく控除証明書が必要で上記については、平成25年度個人住民税から適用。	場合。 づく新生命保険 額は、2.8万円。 づく旧生命保険 3.5万円。 額は、2.8万円。	支払った保険料の額 控除額 新契約 12,000円以下 全 名 12,000円超~32,000円以下 ×1/2+6,000円 32,000円超~56,000円以下 ×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 15,000円以下 全 名 15,000円超~40,000円以下 ×1/2+7,500円 40,000円超~70,000円以下 ×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円
地震保険料控除	地震保険料契約に基づいて支払った保険料がある場合。 (控除証明書の添付が必要) ※平成18年末までに締結した長期損害保険料(損害保険契約等のう 共済期間が10年以上の契約で満期返戻金等を払う旨の特約がある 前の損害保険料控除が摘用できます。 ※短期損害保険料控除は、廃止されました。 ※地震保険と長期損害保険がセットになっている保険契約は、どち 除対象となりません。	もの)には、従	支払った保険料の額 控除額 地 50,000円まで × 1/2 度 50,000円超え 25,000円超え 25,000円超え 15,000円超え × 1/2+2,500円指 15,000円超え 10,000円地震保険、長期損害保険の両方ある場合は、あわせて25,000円を限度とします。
雑 損 控 除	本人及び生計を一にする扶養親族が、災害や盗難、横領により日常 宅や家財等に損害を受けた場合。保険金等で補てんされる金額は差		差引損失額 - 総所得金額の10%また は、災害関連支出の金額 - 5万円の うちいずれか多い方の金額。
医療費控除	①本人及び生計を一にする親族の医療費を支払った場合。②本人及る親族に係る特定一般用医薬品等を購入した場合。どちらも保険金る金額は差し引きます。		①差引医療費支払額-10万円または総 所得金額等の5%のいずれか低い金 額(限度額200万円)②差引医薬品等購 入費-12,000円(限度額88,000円)① または②のいずれか
+************************************	詳したは広報車数部 (TDI 0791 95 1191) までお明い入れました	»	

事業税に関する事項 | 詳しくは府税事務所 (TEL0721-25-1131) までお問い合わせください。

配当割額または株式 等譲渡所得割額控除 上場株式等(大口以外)にかかる配当所得金額、特定口座における上場株式等譲渡 所得金額を総所得金額に含めて申告し、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除 を受けようとする場合に記入してください。 町民税・府民税分の源泉徴収税額を 町民税 3/5 府民税 2/5 に按分した額

☆給与所得金額の速算表

給与等の収入金額の合計額(A)	給 与 所 得	の金額	
550, 999円まで	0円		
551,000円 ~ 1,618,999円まで	A - 550, 000円		
1,619,000円 ~ 1,619,999円まで	1, 069, 0	00円	 (例) 給与収入が1, 799, 999円の場合
1,620,000円 ~ 1,621,999円まで	1, 070, 0	四00円	(P) MI J 127(N 1, 133, 333) 1977/10 II
1,622,000円 ~ 1,623,999円まで	1, 072, 0	00円	1, 799, 999円÷ 4
1,624,000円 ~ 1,627,999円まで	1, 074, 0	00円	= 449, 999円→449, 000円(千円未満の端数切捨)
1,628,000円 ~ 1,799,999円まで	A . 4 (T H +) # . 0	×2.4+100,000円	440 000 0 4 100 000H 1 1FF (00H (46 F 274H a A ds)
1,800,000円 ~ 3,599,999円まで	A ÷ 4 (千円未満の 端数切捨)	×2.8-80,000円	449, 000×2. 4+100, 000円=1, 177, 600円(給与所得の金額)
3,600,000円 ~ 6,599,999円まで	710 90 90 107	×3.2-440,000円	
6,600,000円 ~ 8,499,999円まで A×90% - 1,10		, 100, 000円	
8, 500, 000円以上	A - 1, 95	0,000円	

☆公的年金等に係る所得金額の速算表

・65歳以上の場合(昭和33年1月1日以前に生まれた人)

	公的年金等雑所得の金額				
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2, 000万円を超える場合		
3, 299, 999円まで	A - 1, 100, 000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円		
3,300,000円 ~ 4,099,999円まで	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円		
4, 100, 000円 ~ 7, 699, 999円まで	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円		
7,700,000円 ~ 9,999,999円まで	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1, 355, 000円	A × 95% - 1, 255, 000円		
10, 000, 000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円		

・65歳未満の場合(昭和33年1月2日以後に生まれた人)

	公的年金等雑所得の金額				
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合		
1, 299, 999円まで	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円		
1,300,000円 ~ 4,099,999円まで	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円		
4, 100, 000円 ~ 7, 699, 999円まで	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円		
7,700,000円 ~ 9,999,999円まで	A × 95% - 1, 455, 000円	A × 95% - 1, 355, 000円	A × 95% - 1, 255, 000円		
10, 000, 000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円		

☆所得金額調整控除 ………下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合
 - 1. 特別障害者に該当する
 - 2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - 3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円

所得控除

下記を参照のうえ、控除対象となる配偶者、扶養親族がある場合はその氏名を、該当する控除を受けられる場合はその項目に記入してください。

扶	養	控	除	前年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族で、合計所得金額が 一般の扶養 330,00	00円
				48万円以下の人を有する場合 ※個人番号欄に個人番号を記入してください。 特定扶養 450,00	00円
				- 般 扶 養 16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満の人(平成16年1月2日以後 老 人 扶 養 380,00	00円
				平成19年1月1日以前及び昭和28年1月2日以後平成12年1月1日以 同居老親等 450,00	00円
				前生まれ)	
				特定扶養 19歳以上23歳未満の人(平成12年1月2日以後平成16年1月1日以前	
				生まれ)	
				老人扶養 70歳以上(昭和28年1月1日以前生まれ)	
				同居老親等 老人扶養親族のうち、本人または配偶者の直系尊属で同居している場合	
				年 少 扶 養 0歳以上16歳未満(平成19年1月2日以後生まれ)に対する扶養控除は	
				ありませんが非課税限度額算定の対象となりますので、必ず「16歳未満	
				の扶養親族」欄にご記入ください。	

配偶者控除

前年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係は含みません)で、合計所得金額が48万円以下の人を有し、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合

老人控除対象配偶者 70歳以上(昭和28年1月1日以前生まれ)の場合

※個人番号欄に個人番号を記入してください。

同一生計配偶者(控除 対象配偶者を除く。) あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係は含みません)で、合計所得金額が48万円以下の人を有し、 あなたの所得が1,000万円を超える場合にチェックしてください。

配偶者特別控除

あなたの合計所得が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて控除が受けられます。

表2参照

表1参照

基 礎 控 除

合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で逓減し、2,500万円超の場合は適用外となります。

表3参照

配偶者控除額(表1)

区分	あなたの合計 所 得 金 額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控配	一般	330,000円	220,000円	110,000円
除偶 額者	老人	380,000円	260,000円	130,000円

基礎控除(表3)

合計所得金額	基礎控除
2, 400万円以下	430,000円
2, 400万円超2, 450万円以下	290, 000円
2, 450万円超2, 500万円以下	150,000円
2, 500万円超	0円

配偶者特別控除額(表2)

区分	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	配偶者の合計所得金額	控除額		
	48万円超~100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
配	100万円超~105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
偶者特別控除額	105万円超~110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	110万円超~115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	115万円超~120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	120万円超~125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	125万円超~130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	130万円超~133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
	133万円超	0円	0円	0円

障害者控除	本人または生計を一にする扶養親族(所得48万円以下)が身体障害者、戦傷病者、精神 障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合など ※障がいの種別・等級(程度)のわかる各種手帳又は障がい者控除対象認定書などが 必要です。 ①特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A(重度)、精神障害者保健福祉手帳1級など ②普通障害者(その他の障害者) 身体障害者手帳3~6級、療育手帳B(中・軽度)、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	① 300,000円 (同居の場合は530,000円) ② 260,000円
ひとり親控除・ 寡婦控除	・婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用 ・上記以外の寡婦については、寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額500万円以下)を設定	表 4 参照
勤労学生控除	本人が勤労学生であり、昨年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合	260, 000円

ひとり親控除・寡婦控除(表4)

・本人が女性の場合

配偶関係		死別	離別	未婚	
本人合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下	
有 扶養親族	#	子	300,000円	300,000円	300, 000円
	79	子以外	260,000円	260,000円	0円
	無		260, 000円	0円	0円

・本人が男性の場合

西面	偶関係	死別·離別·未婚	
本人台	計所得	500万円以下	
	有	子	300,000円
扶養親族	75	子以外	0円
	無		0円

★パート収入と町民税・府民税及び所得税の関係

パートの収入	配偶	者が	ご自身に						
ハードの水人	配偶者控除を	配偶者特別控除を	町民税・府民税が	所得税が					
93万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない					
93万円超~103万円以下	受けられる	受けられない	かかる	かからない					
103万円超~201万6千円未満	受けられない	受けられる	かかる	かかる					
201万6千円以上	受けられない	受けられない	かかる	かかる					

パート収入は、給与所得となります。一年間の収入が一定額を超えると、ご自身に町民税・府民税や所得税がかかるだけでなく、配偶者が配偶者控除や配偶者特別控除を受けられなくなります。

申告書の書き方(表面)

現住所	可南町大字	白木	1359-6	フリガナ	,	ナン 南	太			生年月日 5.5	平 ·	·	
1月1日現在 の 住 所	同	上		個人番号 代理届出者 の 氏 名	2345		89 01	23電	話	0721)月10日 2500	
	差し引かれる金額							7/					_
⑩ 社会保険料 控 除	国民健康保険料 100,000 後期高齢者医療保険料	50,0	保険料 000 ^円 の 他	国民年金任 181,2	200 ^円 計	Ž		この方の			-		
(2)	新生命保険料の金額	介護医療保	険料の金額 新	331,2 個人年金保障				見住所 氏名、				Eの住 ・個人	
生命保険料 控 除	24,000 『 旧生命保険料の金額	70,		72,0 個人年金保障		'^	_	と石、 と年月1		,		一個八	笛ケ
(3)	36,000 地震契約分の支払保	9	旧長期契約分		H			車絡先		連絡	4のと	これる	電話
地震保険料 控	40,000	P	16	5,000	円円日田田		推 2 0	file de					$\overline{}$
ひとり親・寡婦	④ □ ひとり親・寡婦:	死不明	⑤ □ 勤労学生(学校名)	控除		1 A	その	他ク					
勤労学生控除	氏名 品	帰還 丿	障害の種類と利	星度 着 作	級度			当する					
障害者控除-	氏 名 記 フリガナ :	カナン ハナコ	障害の種類と種	星度 精 作神	級度	Ш		申告に					
配偶者控除 配偶者特別控除	居 氏名 沪	南花-	子配偶都		0 🖽	1 4	事 一	や証明	書を	除打		< 12 a	7 () C
同一生計配偶者			9012 □ 同-生 個人番号	計配偶者(控除対 続柄 同居・別 の区		1-	不動	産 ③					-
19			6543 2109	オ 日	分 ○ 印 居特定 老 居 同老 他	所⊢	利	子 ④	+				-
1 20			5432 1098	3子图	店同老他 居時定老 居同老他	得	配	当 ⑤					1
	桜子 響☆ 30・		1111 1111	母 □ □ □	居特定(老)居同老 他	金	給	与 ⑥		2 2	7 0	0 0 0)
除	明·大昭·平	•			居特定老居同老他		雑	7					4
(注扶16 河南 除養歳	三郎 ®·	3 · 7 2222	2222 2222	2 子 □ □ □ □	居居	額	総合譲渡・ 合	一時 計 9		2 2	7.0	0 0 0	1
対象親未 外族満		•		□別	匿	H	社会保険料					200	_
	する方の記入行	箇所 (人	的控除)		万円		小規模企業5 掛 金 控	共済等 ①					
	偶者、扶養親					ᇙ	生命保険料	-				0 0 0	_
	☑を付け、氏				り 支銀	得-	地震保険料ひとり親・寡		-		2 5	0 0 0	4
63	、個人番号、 配偶者の場合				dead		動 労 学障 害 者						-
L 7	正国有の場合 ください。)	197日日	//1 IN 业1识 [о д а / С	P	差	配偶者打			3	3 0	0 0 0)
5	害に該当の場		者の手帳等	等の写し	(主)額	し 引_	配偶者特別]
 を	添付してくだ	さい。			H	かれ	扶養控		+	+ +		0 0 0	_
	明大	-	h	可居 目居		るー	基 礎 控		+	4	<u>ა</u> 0	0 0 0	4
所得税における の 承 認 の	青色申告 みっぽもり	承認なし	合計額	ik i		亜ー	雑 損 控			+			1
別居の事業専従	者がいる場合には裏面[]						医療費控除	23		1	0 0	0 0 0)
6 寄附金(都道府県·市	ご関する事項 ◆下記 住居地の共同家		曼面 14] に記入し 他の条例指定分(社				合 (2)+2)+				<u>: : : : : : : : : : : : : : : : : : : </u>	200	_
₩ 週 州 宗 「	· 日赤支	部分	大阪府分 円	河南	町分 円		税法附則第。 表費控除」欄					場合には、 こください	
「都道府県、市	 	 	 ∃赤支部分」の各欄 ト の「大阪府分」、	には、火技	団体へ安附	この	下の欄は記	入しないで	€ <	_			
				. 土	ての方の	の記	入箇所						
	}及び公的年金等に ∂与から差し引き(特別		<u>外の町氏税・</u> □ 自分で納付		各所得金	金額	の合計	額を⑨	に、	[3]	听得:	から差	きしら